

## 大口町告示第67号

大口町都市公園条例に違反していました工作物等を下記のとおり保管しておりますので、所有者の方は、所有者であることを証明できるもの及び印鑑を持参し、大口町建設部都市整備課に受け取りに来てください。

なお、保管開始日から起算して6月が経過しますと都市公園法第27条第10項の規定により大口町に帰属することとなります。

平成22年6月11日

大口町長 森 進

### 記

#### 1 保管した工作物等の特徴

- (1) 保管工作物等の名称及び種類、車両ナンバー名古屋400と・478
- (2) 形状 ワンボックスカー
- (3) 数量 1
- (4) 放置されていた都市公園 堀尾跡公園北駐車場

#### 2 工作物等を除去した日時

平成22年6月10日(木)

午後1時30分

#### 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管場所

(日時) 平成22年6月10日(木)

午後2時00分

(場所) 大口町役場庁舎敷地内